

2019年度版

子どもたちの 未来へつなぐヒント集

～切れ目のない支援を目指して～



福島県教育庁
県北教育事務所

すべての子どものよさや可能性を最大限に引き出すために ～特別支援教育の視点から～



通常の学級にも学びや学校生活に困難さを感じながら過ごしている子どもたちがいます。どうすればいいでしょうか？

まずは、すべての子どもにとって分かりやすいユニバーサルデザインの視点で学級全体を支援し、見通しをもって安心して学び、生活することができる環境づくりを行います。その上で、特別な支援が必要な子どもに個別の支援を行うことが有効です。



学級全体への支援と個別の支援をバランスよく行い、自己有用感、自己肯定感を育み、すべての子どものよさや可能性を引き出していきましょう！

学びの
困難さには

～ 困難さに対する個別の支援 ～

- Aさんは、授業中に集中が途切れてしまう。
 - 座席の位置を工夫する。(廊下側や窓側は避ける、支援しやすい前列や見本になる友達の近くにする等)
 - 活動の終わりを具体的に示す。

- Bさんは、整理整頓が苦手で、授業準備や課題への取組が遅れる。
 - 何をどこに置くのかを具体的に決めて写真で示す。
 - ケースにしまう、ファイルに綴じるまでを活動にして、学級全体で取り組む。

- Cさんは、板書を書き取るのに時間がかかる。
 - 個別にワークシートを活用して書く内容を精選する。
 - 書く内容が多い場合には、特別支援教育支援員がホワイトボードなどに書き写し、それを見ながら書き取る。

高めよう！ 自己有用感！ 自己肯定感！

～ 学級全体へのユニバーサルデザイン ～



学習環境を 整えましょう！

- 黒板や黒板周りには、その授業に関係するものののみ掲示する。
- 板書を構造化する。(チョークの色使いの統一、学習の流れを示すなど)
- 刺激になるものをカーテンや布で覆う。
- 予定を変更する場合は必ず予告する。(変更となった活動はいつ行うのかも伝える)
- 基準が明確で分かりやすい学級ルールをつくる。



分かりやすく 伝えましょう！

- 「大事なことを一度だけ言います。」など、子どもの注意を引きつけてから話す。
- 指示は短く、具体的に伝える。
- 重要なことは、板書する。
- 絵や図、文字などを用いて指示内容や順序を可視化し、見通しがもてるようにする。
- 教師の視線、しぐさ、声の大きさやトーンを変化させるなど、子どもへの伝わりやすさを考える。



称賛し、 認めましょう！

- 得意なこと、興味・関心があることに注目する。
- よさや得意なことを生かし、人の役に立った、人に喜んでもらえた等の経験ができるようにする。
- 頑張りを認め、あたりまえのことを自然に行っている子どもへの称賛を忘れない。

※ 他人への迷惑行為などに対しては、譲らない姿勢で接することが大切です。約束事は学級全体で共有しましょう。

困難さに対する個別の支援内容については、「学習指導要領解説 自立活動編」などを参考に先生方で検討した上で、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に盛り込みます。担当する先生方で共有、活用し、進級、進学時には適切に引き継ぐようにしましょう。



2つの計画の様式や作り方は、特別支援教育センターHP掲載の「コーディネートハンドブック」を参考にしてください。

学びの困難さに応じた指導の工夫！



学びにくさに応じた工夫にはどんなものがあるのでしょうか？
詳しく知りたいのですが、何か参考になるものはありますか？

小・中学校学習指導要領解説各教科編には、「10の視点」で困難さを見取り、それに応じた指導内容や指導方法の工夫が示されました。



◇ 困難さ【10の視点】

- ① 見えにくさ
- ② 聞こえにくさ
- ③ 道具の操作の困難さ
- ④ 移動上の制約
- ⑤ 健康面や安全面での制約
- ⑥ 発音のしにくさ
- ⑦ 心理的な不安定
- ⑧ 人間関係形成の困難さ
- ⑨ 読み書きや計算等の困難さ
- ⑩ 注意の集中を持続することが苦手

特別支援教育センターHP掲載の「コーディネートハンドブック」には、学習指導要領各教科解説編に対応した具体的な実践事例が、教科ごとに掲載されています。



教科書がうまく
読めないよ・・・



Dさんは、一行とばして読んでしまうことが多いわ。どんな「困難さ」があるのだろう？【10の視点】からすると、①・⑨・⑩かな？



Dさんは行を追って読むことが難しいのかな。
工夫の意図・手立てに書いてあるように、教科書をちょっと拡大コピーして、読む行に定規を当てて読むようにさせてみよう！



III-1 一人一人の特性等に応じた必要な指導や支援のために ☆①情報補助資料
☆障がいのある児童生徒などへの配慮～国語編～
小学校学習指導要領解説国語編・中学校学習指導要領解説国語編に掲載されている内容をまとめました。

【小学校 国語の配慮例】

1 文章を目で追いながら音読することが困難な場合
【10の視点^①】から予想される困難さ
〔例〕①見えにくさ ⑨読み書きや計算等の困難さ ⑩注意の集中を持続することが苦手
【そのための指導の工夫の意図、手立て】
自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

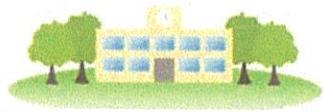


文字が大きくて、見やすいな！定規を当てているからどこを読めばいいか分かりやすくなった！

障がいのある子どもを指導する場合でも、教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意し、指導や手立てを工夫していくことが大切です。

小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のための

コーディネートハンドブック について



福島県 特別支援教育センター

〒963-8041 福島県郡山市富田町字上ノ台4-1
TEL 024-952-6497 FAX 024-952-6599
教員相談専用TEL 024-951-5598



～「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進します～

▶ コーディネートハンドブック

メニューバーを
クリック！

「小・中・高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック」は、小学校・中学校・高等学校に関する皆さん向けの、インクルーシブ教育を推進するために必要な情報を提供するものです。

各学校の実情に向き合い、「読みやすい」「実施しやすい」をコンセプトに作成しました。本センターのWebページから、見たい内容のタイトルをクリックするだけで、必要な情報が手に入り、すぐに活用できるアイディアも満載の資料集です。

今後も法令等の改正に伴い、常に最新の内容に改訂を行っていく新しい形式の進行型ハンドブックとして、ぜひ御活用ください。



掲載情報

法令・制度等
必要な情報を
選んで入手！！

(2) インクルーシブ教育システムとは

「教育の場において、誰もが自分らしく、安心して、安全に、楽しく、個々の持つ可能性を最大限に發揮することができるよう、個々の特性や状況に応じて、必要な支援を適切に受けながら、自らの意思で、主体的に、能動的に、創造的に活動することができる教育」

（文部科学省）

「インクルーシブ教育システム」は、人間の個性を尊重する、尊厳が保証される、

セキュリティが充実して安全な、個々の個性に応じて、必要な支援を受けながら、

自らの意思で、主体的に、能動的に、創造的に活動することができる教育

（文部科学省）

「コーディネートハンドブックの活用に当たって」

知りたいこと！の検索

「インクル?」「通級?」
よく耳にするけど、実際は…
分からない言葉？ 学びの場？

第Ⅰ章 「みんなで共生社会を目指すために」

【共生社会】【インクルーシブ教育システム】【発達障害者支援法】【通級】【特別支援学級】【特別支援学校】等

みんなが認め合う学校にするには?
校内の支援体制って具体的には?

第Ⅱ章 「インクルーシブ教育システム推進のために」

【多様性に応じた学級・授業】【実践例】【全校的な教育支援体制】【「気になる児童生徒」のための校内把握シート】等

気になる児童生徒に
どう支援すればいいの？

第Ⅲ章 「気になる児童生徒の支援や指導の充実のために」

【障がいのある児童生徒などへの各教科の配慮】【合理的配慮について】【個別の教育支援計画】【個別の指導計画】等

保護者、関係機関との連携、
具体的には？連携先の情報は？

第Ⅳ章 「校外の機関との連携のために」

【保護者との連携】【SC・SSWとの連携】
【医療との連携】【福祉との連携】【就労】
【教育相談力向上】【連携機関情報】等

他の学校の取り組みは？
何をやっているの？

第Ⅴ章 「具体的な実践から学ぶために」

【小・中学校、高等学校の具体的実践】

見え方で心配なことはありませんか？

見えにくさのある子どもには、次のような様子が見られることがあります。

- 本を読んだり字を書いたりするとき、極端に目を近付けて見る
- 顔を傾けたり斜めにしたりして見る
- 人と向かい合うときに視線が合わない
- 不慣れな場所で、物にぶつかったり段差でつまずいたりする
- 明るいところで極端にまぶしがる
- 暗がりで行動がゆっくりになる

生まれてからずっと見えにくい状態が続いていると、自分自身で見えにくさに気付くことができません。そのため本人から見えにくさを訴えることはなく、周りも本人の見えにくさに気付かないことがあります。



見えにくさがある場合、環境を整えたり便利な補助具を活用したりすることで学習のしやすさが向上します。

例えば・・・

- 教材を工夫する ⇒ 文字の大きさやフォントを適切なものに変える
- 教室環境を整える ⇒ 見え方の特性に合わせて照度を調整する
- 指導法を工夫する ⇒ 指示語を使わず具体的な言葉で伝える 等

見えにくさのあるお子さんは一人一人見え方が違います。そこで、まずはお子さんの見え方を把握し、見え方に合わせた配慮を考えることが大切です。また、見えにくさからくる困難さを子どもが自ら解決していくよう、学年や発達段階に応じて必要な知識・技能を身に付けられるよう指導していくことも大切です。

【気になることがあつたらご相談ください】

地域支援センター 目の相談室 のびのび

TEL 080-7347-3908 (教育相談直通)

E-mail shien-gr@fcs.ed.jp (教育相談専用)

(県立視覚支援学校内 福島市森合町6番34号 TEL024-534-2574)

※ 本地域支援センターは県内全域の0歳から成人までの見えにくさのある方、関係者の方も相談の対象としております。また、小中学校等を対象に視覚障がい体験の出前授業、先生方を対象とした見えにくさに関する研修支援も行っております。詳細はお問い合わせください。

補聴器・人工内耳をしている子 **本当は困っています。** でも言えない、気付けない…。

問題行動もなく、困っていないですよ。

聞こえてるし
話せるし…

学習にもついて
いけてるし…

落ち着いて集団
行動できるし…



ところが、その裏には…

自分のことは言えるが、
話し合いで周の音が
じやまで聞き取りにくい。

低学年のうちは、聞き逃しをカバーでき
る。高学年になると、聞き逃しから、難し
い内容についていけなくなることがある。

体育や休み時間、騒が
しいところでは聞こえ
ないが、見れば一緒に
動ける。



100%聞こえる世界を経験していないので、

20%聞こえないと言えないんです。気付けないんです。

なんとなくできているように見えてしまう。

これが、補聴器・人工内耳をしている子の表に出にくく困り感＝学びにくさ

しかし、**聞き取りやすくする工夫・学びやすくする工夫**は、すぐできます！

注目を引き付けて、
静かになったら、
目を見て話す！

前から2列目
窓よりの席

難しい言葉は…
繰り返す。
板書する。



たった、これだけで仮に聞き逃していた 20%を 10%いや 5%に減らせます。さらに詳しいヒントは、
コーディネートハンドブック(特別支援教育センター)または下記までお問い合わせください。

0歳からの**きこえやことば**の相談・支援を行っています。

地域支援センター

みみらんど ふくしま



きこえやことばで気になることがある方、お気軽にご連絡ください。
TEL・FAX 024-531-5013 (福島県立聴覚支援学校福島校内)

<支援内容>

- 乳幼児教育相談
(0歳～未就学児)
- 教育相談(幼・小)
- 保育園・幼稚園・小中
高等学校への支援
(対象:子ども、教員)
- 難聴理解出前授業

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

国立特別支援教育総合研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築及び障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、情報収集・発信、理解啓発活動等を一体的に取り組んでいます。

1 インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）

インクルーシブ教育システムデータベースは、文部科学省のモデル事業において取り組まれた「合理的配慮」の実践事例について掲載するため、平成26年度に開設したWebサイトです。

＜H31.3.8現在＞

・実践事例データベース I 373件公開
(H26.7~H30.8)

・実践事例データベース II 111件公開
(H30.9~)

2 特別支援教育教材ポータルサイト（支援教材ポータル）

特別支援教育教材ポータルサイトは、大学、高等専門学校、教育委員会、民間団体等との連携により、障がいの状態や特性等に応じた教材、支援機器等の活用事例などを集約・管理し、様々な利用者等への情報共有、提供を行うため、平成26年度に開設したWebサイトです。

The image shows two screenshots of educational websites. On the left is the 'Inkuru DB' website, featuring a search bar and sections for 'Top Page', 'Archives', 'Materials', 'FAQ', and 'Contact'. It includes a 'About Inkuru DB' section with a brief introduction and a 'Special Education Materials Portal' section with a link. Below these are sections for 'Practical Examples' and 'Materials and Assistive Devices'. A note at the bottom mentions the opening of the practical example database in July 2014. On the right is the 'Special Education Materials Portal' website, with a search bar and sections for 'Top Page', 'Materials', 'Practical Examples', and 'Contact'. It features a large search interface with various filters and a results page showing a list of materials. Both sites are operated by the National Institute for Special Education Research (NISE).

3 特別支援教育 研修講座コンテンツ

多様なニーズに応じた研修プログラムを提案

100以上ある講義の中から、ニーズに合わせた講義を提案しています。
下記はその一部の紹介です。講義及び研修プログラムは、随時、更新していきます。

通級指導の担当者になつたら <障害個別の指導>

- ①「通級による指導」の成立とその意義
- ②多様な学びの場
- (2)小学校・中学校等
- (3)「個別の指導計画」の作成と活用
- (4)特別支援教育コーディネーター
- (5)特別支援教育コーディネーター
- ⑥役割と活動を中心にして
- ⑦障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援

特別支援教育コーディネーター になつたら

- ①共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
- ②インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- (2)理念と基本的な考え方
- (2)小学校・中学校等
- (3)特別支援教育コーディネーター
- ④役割と活動を中心にして
- ⑤「個別の指導計画」の作成と活用
- ⑥インクルーシブ教育システムの構築

小・中学校の管理職になつたら

- ①多様な学びの場
- (2)小学校・中学校等
- (3)特別支援教育コーディネーター
- ④役割と活動を中心にして
- ⑤合理的配慮と基礎的環境整備
- ⑥小・中学校に在籍する児童生徒に配慮が必要な児童・生徒の理解(準備中)
- ⑦小学校・中学校管理職のための特別支援学級における教育課程編成(準備中)

く講義配信を研修会等でご利用いただけます。スライド資料を配布する場合は、出典先を
・資料の著作権は、本研究所になります。スライド資料を配布する場合は、出典先を
明記していただけます。お頼みいたします。

・営利目的の研修会等では、本講義配信の使用をご遠慮願います。

特別支援教育 研修講座コンテンツ

NISE

～インクルーシブ教育システムの構築と推進を担う教職員と全ての関係者のために～



本研究所では、障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質能力向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信を行っています。また、特別支援教育についてご理解いただくために、保護者や福祉・医療従事者の皆さまにも視聴していただけます。

講義タイトルの一覧及び個人登録申込はこちらから
URL : <http://www.nise.go.jp/cms/9,0,20.html>



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所



特別な支援を必要とする児童に関する進学時の引継ぎについて（例）

本例は、ある中学校区で行われている引継ぎの実践、関係法令、文献等を基に作成しました。

1 引継ぎのねらい

- (1) 中学校進学に際し、本人・保護者の理解と承諾の得られた特別な支援を必要とする児童について、小学校から中学校に必要な情報を引き継ぐことにより、切れ目のない学びと支援を提供できるようにする。
- (2) 本人、保護者の中学校における生活に対する不安等を丁寧に聞き取り、必要に応じて学校見学や中学校での教育相談を実施し、見通しをもち、安心して中学校進学を迎えるようにする。

2 引継ぎに関する留意点

- (1) 小学校及び中学校の校長は相互に連携を図り、特別な支援を必要とする児童に関する引継ぎを確実、丁寧に行えるよう年間計画に位置付ける。
- (2) 校長の指示の下、小学校及び中学校の特別支援教育コーディネーター（Co）を中心に準備し、実施する。
- (3) 特別支援学級及び通級による指導教室に在籍する児童に関しては、本人、保護者の理解と承諾の下、引継ぎを行うこと。引継ぎには、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」、記録等を活用するよう努める。
- (4) 通常の学級に在籍する児童で、特別な支援を必要とする児童に関しては、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の有無に関わらず、本人、保護者の理解と承諾の下、引継ぎを行う。
- (5) スクールカウンセラー（SC）を適宜活用する。
- (6) 引継ぎに際して、保護者の同席などについても、臨機に対応する。

3 引継ぎ日程及び役割等について・・・別紙

<関係法令・通知等>

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(平成 30 年 8 月 27 日付け 30 文科第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)
- 教育と福祉の一層の連携等の推進について
(平成 30 年 5 月 24 日付け 30 文科初第 357 号・障発 0524 第 2 号文部科学省初等中等教育課長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)

<引用・参考文献等>

- ※ 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編
- ※ 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編
- ※ 発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
(平成 29 年 3 月 文部科学省)

3 引継ぎ日程及び役割等について

月・日程	○小学校が行うこと	■中学校が行うこと
1 学期初 夏季休業 2 学期初	<ul style="list-style-type: none"> ○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・承諾・評価・見直し ○日程、内容等の打合わせ <p style="text-align: center;">6年生ケース会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等を基に行う <p style="text-align: center;">進学に向けての 教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談週間、普段の懇談等を活用 ○本人・保護者の不安等の確認 ○中学校参観・中学校での教育相談希望確認 <p style="text-align: center;">本人・保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○場合によっては担任等同行 	<ul style="list-style-type: none"> ■日程、内容等の打合わせ <p style="text-align: center;">Co・SC等の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ■児童の実態を把握する ■中学校での情報共有 <p style="text-align: center;">小学校での 授業参観</p> <ul style="list-style-type: none"> ■授業を参観しての児童の見取り ■小学校との情報共有 ■Co・SC等による ■中学校での情報共有
3 学期	<p style="text-align: center;">6年生ケース会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の評価・見直し ※合理的配慮の確認を確実に行う ○引継ぎ資料の作成 	
3 月	<p style="text-align: center;">担任・Co 参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」、記録等による引継ぎ 	<p style="text-align: center;">引継ぎ会</p> <ul style="list-style-type: none"> ※新しい学びの場で提供可能な合理的配慮の再検討・引継ぎ
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校からの依頼を受け、ケース会議等に参加 	<p style="text-align: center;">校内での情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ケース会議等に参加を依頼するなど、必要に応じて小学校と連携

特別支援教育に関する相談や支援要請について

県北教育事務所

「切れ目のない支援体制整備事業」

「旧 インクルーシブ教育システム推進事業」

をご活用ください！



【まず電話でご相談ください】

県北教育事務所 024-521-2818

学校教育課指導主事 特別支援教育担当 小林 直輝(こばやし なおき)



特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援・研修支援を行います

学校等からの相談内容やニーズに応じて、その専門性を有した県北域内の県立特別支援学校の教員を派遣します。

視覚支援学校、聴覚支援学校福島校、大笹生支援学校、須賀川支援学校
医大校が、県北教育事務所や特別支援教育センターと連携しながら支援します。肢体不自由については、郡山支援学校からの派遣も可能です。

<こんなことができます！>

- 発達や学習・行動面で気になる幼児児童生徒のつまずきの背景・要因に応じた支援、障がいや病気により配慮が必要な幼児児童生徒の対応に関する助言（ケース会議による支援策や合理的配慮の検討、入院している児童生徒の学習保障や退院後の配慮についての相談等）
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用支援
- 特別支援学級・通級指導教室の授業づくり等に関する助言（授業の構想、教材教具、教育課程に関する支援、障がいのある幼児児童生徒の学びの場や進路についての情報提供等）
- 見え方、聞こえ方、学びにくさの評価や疑似体験、総合的な学習の時間等における障がい理解に関する授業支援
- 特別支援教育に関する教員の研修（ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり等）

電話後、申込み手続きから支援実施までの流れは？

市町村立幼稚園・小・中学校の場合

県北教育事務所のホームページからも依頼様式をダウンロードすることができます。

- ① 市町村教育委員会に、書面で申込みます。
- ② 市町村教育委員会より県北教育事務所へ依頼が届きます。
- ③ 教育事務所より当該特別支援学校に教員の派遣を要請します。
- ④ 当該特別支援学校から依頼主の学校等に連絡し、日程調整等を行います。
- ⑤ 特別支援学校教員が当該学校等を訪問し、支援を行います。



高等学校、保育所、私立幼稚園・保育所・学校の場合

- ① 県北教育事務所に、書面で申込みます。
* ②～⑤までの流れは、市町村立学校等と同じです。

要請内容によっては、県北教育事務所指導主事が相談や指導助言を行います

対応困難な事例、他機関との連携等の相談に応じます。また、授業研究会や校(園)内研修等での指導助言、「個別の教育支援計画・指導計画」の作成・活用や教育課程の編成等に関する指導助言を行います。

電話後、書面での派遣申請をお願いします。